入管法改悪と16歳の子どもたち

佐藤 信行（在日韓国人問題研究所）

政府は今年3月、外登法を廃止して「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」に再編する入管法・入管特例法・住基法の改定案を国会に上程した。私たち「在留カードに異議あり！」NGO実行委員会は昨春から、政府の公開文書をもとに「2009年改定案骨子」の分析・検討を重ねてきた。そして法案が上程されて以降は、3法それぞれの問題点を挙げて、野党の法務委員・総務委員に対して、これらの問題点を審議の中で追及し、廃案にもしくは全面修正するよう求めた。

しかし、衆議院の法務委員会と総務委員会は2、3回の審議の後、突然、自民・公明両党と民主党による水面下の「修正協議」に入った。その間1カ月、法務委員会と総務委員会の連合審査も行なわれず、また各委員会での審議も行なわれず、もっぱら水面下で、民主党の第1次・第2次修正意見と与党の回答、総務委員会の法務委員会への修正意見……が錯綜するなかで調整がされ、6月19日、衆議院は政府案およびその一部修正案を可決した。一部修正とは、特別永住者の証明書常時携帯制度を外したほかは、問題となる条文をほぼ残したまま「配慮事項」「検討事項」が付け加えられただけである。次いで参議院においても、十分な審議がなされないまま、7月8日に可決され、3法（政府案および一部修正案）は成立した。

残念ながら、各団体から寄せられたNGOレポートも、5回にわたる院内集会や国会前座り込み、各地で開かれた集会での外国籍住民の切実な声も、国会には届かなかったのである。

当事者らの意見を聞かず、審議も尽くさないままの法案採決に反対して、国会前座り込みが数回にわたり行なわれた。

◆

この3法は、公布日から3年以内（2012年7月15日まで）に実施される。すなわち、これまでの外国人登録証明書（外登証）が廃止され、短期滞在者や外交官などを除く中長期在留者に対して、法務省がICチップ付きの「在留カード」を交付し、在日コリアンなど特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される。そして市町村は、「新たな在留管理制度」に連結させられた住民台帳制度のもとで、中長期在留者と特別永住者を対象とする「外国人住民票」を作成することになる。

衆議院での政府案修正で、特別永住者に対する「特別永住者証明書」の常時携帯制度は外されたが、永住者・定住者・日本人の配偶者など中長期在留者の「在留カード」常時携帯制度は、政府の強固な意志が貫かれて修正されなかった。

一方、国連の自由権規約委員会は、この制度の廃止を日本に繰り返し求めている。「永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならず、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反する」「日本に未だ存続しているすべての差別的な法律や取り扱いは、規約第2条、第3条および第26条に適合するように、廃止されなければならない」（1993年11月）。「委員会は、このような差別的な法律は廃止されるべきであることを再度勧告する」（1998年11月）。「締約国は、今回およびこれまでの総括所見で委員会によって採択された勧告を実施すべきである」（2008年10月）。

すなわち政府と国会は、国連の自由権規約委員会の3回にわたる廃止勧告をまったく無視したのである。国連の人権理事会の一員である日本が、自ら、国連の国際人権条約実施監視機関からの度重なる勧告を無視すること自体、恥ずべきことである。

また、「新たな在留管理制度」は、非正規

滞在者とその子どもたちを日本社会から「見えない存在」にする一方、在留資格を有する外国籍住民に対しては、その個人情報を継続的かつ一元的に収集して管理・監視を強化するシステムを構築する。さらにそれは、法務省による個人情報の集中化とデータマッチング、他の行政機関との情報照会・提供を可能にする。このことは、外国籍住民を先鞭として、ひいては日本国民を含む全社会の「監視社会化」を推し進めるものとなるであろう。

このように、外国籍住民の生活と個人情報のあり方に多大な影響を及ぼす危険があるにもかかわらず、政府も国会も、外国籍住民から広く意見を聴取する場を設けなかった。これでは、「民主主義」とは言えない。

◆

さらに「新たな在留管理制度」は、脆弱な生活基盤と雇用形態にある外国籍住民（中長期在留者）に対して、刑事罰と在留資格取り消しという威嚇によって、住居地・身分事項・所属機関の変更届出義務を課している。住居地以外の変更届出は、地方入管局に本人が赴かなければならず、その負担はこれまで以上に大きくなる。なぜなら、地方入管局は全国で 8 局しかなく、支局 6 局、出張所 62 カ所を含めても 76 カ所にすぎないからである。

とりわけ外国籍（特別永住者以外の中長期在留者）の高校生にとっては、16 歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ赴いて在留カードを受領し、さらに 14 日以内にまた学校を休んで市町村窓口へ行き、カードの裏面に住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯することになる。届出遅延もカード不携帯も「20 万円以下の罰金」。16 歳の子どもたちにとって、その負担と重圧はあまりにも大きい。

このように、新入管法は 16 歳以上の中長期在留者に対して、在留カードの「受領・常時携帯・提示」義務を課し、新入管特例法は 16 歳以上の特別永住者に対して、特別永住者証明書の「受領・提示」義務を課す。しかし、「なぜ 16 歳なのか」ということについては、政府も国会も、何ひとつ説明していない。日本国民の子どもには課さないのに、外国籍の子どもにだけ課すこの制度は、国際人権条約、とくに子どもの権利条約に明らかに違反するものである。

また、在留カードの記載事項に「就労制限の有無」がある。法務省の説明資料によれば、在留カード表面のほぼ中央、顔写真の横に囲み罫で「就労不可／就労するには資格外活動許可が必要」「就労制限なし」「就労制限あり／在留資格で認められた就労活動のみ可」と、太字で記載する。

外登証には「職業」という項目があるが、「就労制限の有無」という項目はない。それにもかかわらず、このような項目を設けることは、外国籍住民を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否か、という基準で判断する人種主義的発想に基づくものである。

このようなグロテスクな在留カードを常時携帯させ、しかも、修学旅行時を除いて、日本への再入国のたびごとに指紋と顔写真を登録させる（この「日本版 US-VISIT」はすでに 2007 年 11 月から実施）。それを 16 歳の子どもたちにも強いる国家と社会は、それこそグロテスクである。

◆

いま日本に住み、労働し、家庭を形成している外国籍住民は、221 万人を超える（2008 年末の外国人登録者数）。すなわち、日本の植民地支配に起因し、すでに 4 世・5 世を迎えた在日コリアンをはじめ、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーなどからの移住労働者や結婚移住者であり、その国籍数は 190 カ国に及ぶ。このような多民族・多文化社会にあって、日本の政府も国会も、「生まれてくる子どもには、親を選べないように国籍も在留資格も選べない」という平凡な真理を、今こそ想起しなければならない。

（さとう のぶゆき）

3法が参議院本会議で可決、成立したのを受け、「在留カードに異議あり!」NGO実行委員会は抗議声明を発表し記者会見を行なった（7月8日、参議院議員会館。左端は筆者）。